

川崎市幸区公告第32号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年7月17日

川崎市幸区長 山口 美穂

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）